

令和 3 年

第 2 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 3 年 4 月 27 日
至 令和 3 年 4 月 27 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第2回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

| 日次 | 月日 | 曜 | 区分 | 開会時刻 | 日 程 |
|-----|-------|---|-----|----------|---|
| 第1日 | 4. 27 | 火 | 本会議 | 午前11時00分 | <p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p> |

令和3年4月27日

令和3年第2回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

| 令和3年第2回飯館村議会臨時会会議録（第1号） | | | | | | |
|--|----------------|--------------------|----------|----------------|---------|----|
| 招集年月日 | 令和3年4月27日（火曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯館村役場 議会議場 | | | | | |
| 開閉会の日 時及び宣告 | 開会 | 令和3年4月27日 午前11時00分 | | | | |
| | 閉会 | 令和3年4月27日 午後 1時41分 | | | | |
| 心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 長谷川芳博 | ○ | 2 | 佐藤健太 | ○ |
| | 3 | 長正利一 | ○ | 4 | 佐藤一郎 | ○ |
| | 5 | 高橋孝雄 | ○ | 6 | 高橋和幸 | △ |
| | 7 | 渡邊計 | ○ | 8 | 佐藤八郎 | ○ |
| | 9 | 相良弘 | ○ | 10 | 菅野新一 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 9番 相良 弘 | | 1番 長谷川芳博 | | | |
| 職務出席者 | 事務局長 細川 亨 | | 書記 伊藤博樹 | | 書記 糯田文也 | |
| 地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
| | 村長 | 杉岡 誠 | ○ | 副村長 | 高橋祐一 | ○ |
| | 総務課長 | 高橋正文 | ○ | 村づくり推進課長 | 村山宏行 | ○ |
| | 住民課長 | 山田敬行 | ○ | 健康福祉課長 | 石川秀徳 | ○ |
| | 産業振興課長 | 三瓶 真 | ○ | 建設課長 | 高橋栄二 | ○ |
| | 教育長 | 遠藤 哲 | ○ | 教育課長 | 佐藤正幸 | ○ |
| | 生涯学習課長 | 藤井一彦 | ○ | 農業委員会 農事務局長 | 三瓶 真 | ○ |
| | 農業委員会 会長 | 菅野啓一 | △ | 選挙管理委員会 書記 | 高橋正文 | ○ |
| | 選挙管理委員会 委員長 | 伊東 利 | ○ | 代表監査委員 | 高野孝一 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和3年4月27日（火）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第26号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第27号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第28号 飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第29号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 8 議案第30号 八木沢地区養豚施設新築工事請負契約について
- 日程第 9 議案第31号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第10 議案第32号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第11 議案第33号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第12 議案第34号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第13 議案第35号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第14 議案第36号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第15 議案第37号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第16 議案第38号 第8号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第17 議案第39号 農業用機械（八木沢地内 堆肥運搬車等）の取得について
- 日程第18 議案第40号 農業用機械（八木沢地内 畜産用ホイールローダー式）の取得
について
- 日程第19 議案第41号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質対策工事
請負契約の変更について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和3年第2回飯舘村議会臨時会を開会します。

会議に先立ち、令和3年第1回定例会において、監査委員の選任に同意いたしました高野孝一君から挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

代表監査委員（高野孝一君） 4月1日、村長から代表監査委員の辞令をいただきました高野孝一です。監査委員として、もとより浅学非才の身ではありますが、監査基準に従い、しっかりと厳正に、公正に監査並びに検査等を行う所存でありますので、前任者同様、ご指導のほど、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件3件、その他案件12件、報告案件2件、計18件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が4月14日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。4月16日、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会並びに飯舘村議会改革特別委員会が開催されております。

4月26日に、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和3年2月及び3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 長谷川

芳博君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りにしたいと思います。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第26号から議案第41号及び報告第1号から第2号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに第2回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、喫緊の対応を要する新型コロナウイルス感染症対策並びに福島県沖地震に関連する一般会計補正予算と村道舗装機能回復工事等の入札が終了し、仮契約を締結いたしましたので、併せてご承認をいただきたく招集したものであります。迅速な村民支援の観点から、御議決を賜りますようお願いするものであります。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第26号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）です。既定予算に3,774万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を112億3,774万9,000円といたしました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に3,225万2,000円、消防費の消防費に300万円などを追加いたしました。この財源には国庫補助金、県補助金、基金繰入金、繰越金を充てております。

議案第27号は、飯舘村税条例等の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法の改正等に伴い、個人村県民税、固定資産税等の関係条項等を改めるものであります。

議案第28号は、飯舘村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例です。この改正は、審査申出書への押印を不要とすることなどの所要の整備を行うことにより、固定資産の価格に係る不服審査の手続などの利便性の向上を図るため、改めるものであります。

議案第29号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、被災者に対する令和3年度の固定資産税及び軽自動車税について、帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第30号は、八木沢地区養豚施設新築工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は11億880万円です。

議案第31号は、第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、後藤建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億3,365万円です。

議案第32号は、第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負

契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億7,490万円です。

議案第33号は、第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億5,730万円です。

議案第34号は、第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、横山建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は2億8,050万円です。

議案第35号は、第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は2億1,560万円です。

議案第36号は、第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、滝建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億2,848万円です。

議案第37号は、第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、東北建設株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億725万円です。

議案第38号は、第8号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。4月22日に8社による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は8,052万円です。

議案第39号は、農業用機械（八木沢地内 堆肥運搬車等）の取得についてであります。4月22日に6社による指名競争入札を行った結果、いすゞ自動車東北株式会社相双営業所が落札しましたので、その物品購入契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1,969万円です。

議案第40号は、農業用機械（八木沢地内 畜産用ホイールローダー式）の取得についてです。4月22日に5社による指名競争入札を行った結果、コマツ福島株式会社福島支店が落札しましたので、その物品購入契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1,188万円です。

議案第41号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質対策工事請負契約の変更についてです。令和2年6月16日付で株式会社小野中村と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から3,810万1,800円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は7,614万5,300円であります。

報告第1号は、令和2年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

報告第2号は、令和2年度飯舘村一般会計事故繰越繰越計算書についてであります。

報告第1号と報告第2号は、地方自治法に基づき令和2年度に完了せず、翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものであります。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時14分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査及び喫飯のため、引き続き休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前11時40分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

事務局長（細川 亨君） 報告します。

6番 高橋和幸議員は体調不良のため、本臨時会欠席の申出がありました。

以上であります。

◎日程第4、議案第26号 令和3年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第26号令和3年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 説明資料2番の13ページですけれども、役場庁舎屋根修繕工事ということで2,785万2,000円ほど出ておりますけれども、これは前の震災のときも同じ状態になり、今回の地震でも同じになったということで、これは単に修繕するだけなのか、今後もしこういうことにならないような防止策を講じての工事なのか、その辺の説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 役場庁舎の修繕の内容でございますが、過去3.11のとき等でも同じような被害の状況ございましたので、今回は業者さんのほうと相談いたしまして、検討の内容は瓦屋根ではなくてトタンにするということも検討いたしましたが、そうすると経費のほうが大分かさむということで、同じ瓦で修繕をすることといたしました。

ただ、当初は瓦の一部だけくぎ留めがしてあったということなんですが、今回は全ての瓦をくぎで留めるような工法で、今度の地震があっても破損することのないような工法で修繕するという内容で詰めて予算化したところでございます。

7番（渡邊 計君） その次の15ページ、交流センター地震被害復旧工事、要は公民館のほうなんですが、私もあの後見に行ってきて、ホールの角、角が全部剥がれているんですね。私も建築工事に関わったことあるんですが、要はあの角が見切りというプラスチックをつけて、そのままの上に塗装を乗せているものですから、乾燥してきたところに揺れがあれば必ず剥がれるんですけれども、実際私なんかの経験からいくと、布の薄いものを貼って、その上にペンキを乗けると、そうすると剥がれにくいというやり方もあります。あのまま同じくペンキを塗れば今後も剥がれる可能性があるんですが、その辺の修復の仕方ほどのようになっているんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の議員のご質問のとおり、そういった指摘を受けておりまして、相談してその辺のところ、何か布をやっぱり貼ったほうがいいんじゃないかという話もありまして、もう少し工法については検討させていただきながら、なるべく安くやりたいということでもあります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（佐藤八郎君） 今渡邊議員からもありましたけれども、どうも10年前から何かあるたびに屋根が壊れたりいろいろしているんですけれども、年数もたっているということもあるんでしょうけれども、総合的にいろいろきちんと点検しないといけないと思っています。余震も続いているので、それが人災事故とかに結びつくような危険性もあるので、内部も含めまして、たまたまそこ通れば何かものが落ちたりするわけです。そういう意味では、今公民館の例がありましたけれども、今の建設関係の工法なり技術力というのは相当高まっているので、その辺もきちんと検証されて、今後も災害が起こるたびに公費、公費とつぎ込むようになっていくので、きちんとされたほうがいいのかなと思います。だから、総合的な検証をしながら安心・安全な庁舎にするという部分で、具体的な検討事項があればお答え願いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 公共施設の保守点検ということですが、ある程度、公共施設においては毎年保守点検ということでは安全の確保には努めているところでございます。ただ、今ほど八郎議員からありましたとおり、安全対策ということもございまして、今年もさらに公共施設の点検には努めてまいりたいと思います。

さらに、この役場庁舎においては築年25年経過したということもありまして、いろいろなところが傷んできているというのは確かでございますが、修繕する場合は新たな工法を取り入れる等して、またコスト削減にも努め、しっかりと村民の安全に努めてまいりたいと考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（佐藤健太君） 私から1点、確認も含めてなんですけれども、ナンバー2の資料の15ページにあります被災住宅修理支援事業補助金、先ほどの説明の中でもあったかもしれないんですけれども、これは民間の住宅に対しての補助ということですか、それとも村の住宅に対しての何かなんですか。

総務課長（高橋正文君） これは一般、村民の方の住居ということでございます。

2番（佐藤健太君） これ中身というのは、もう金額とかも全部決まっているんですか。1軒に対してどのくらいの補助になるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 補助の内容でございますが、まず一番安いほうから申し上げますと、準半壊まで至らない軽微な一部損壊というのがございまして、これが修理費が20万円以上の場合には補助金が半額の10万円ということでございます。

その上、準半壊から中規模半壊ということで、これは損害の割合が10%から40%未満の住宅については59万5,000円までの修理代で、同額の59万5,000円までの限度で補助が出るということでございます。また、同じく大規模半壊から全壊までで最大で59万5,000円の

補助が出るということでございます。これは村のほうで業者さんに発注をして、村のほうと業者さんが契約をして、修理が済んでから補助金を出すという方法になるということでございます。

まだ細かい補助の詳細についてはこれから出てくると思いますが、今のところそんなような内容でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第27号 飯館村税条例等の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第27号飯館村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第28号 飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第28号飯館村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第29号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第29号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第30号 八木沢地区養豚施設新築工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第30号八木沢地区養豚施設新築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第31号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第31号第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第32号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第32号第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第33号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第11、議案第33号第3号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第34号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第34号第4号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第35号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第35号第5号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第36号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第36号第6号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第37号 第7号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第37号第7号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第38号 第8号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第38号第8号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第39号 農業用機械（八木沢地内 堆肥運搬車等）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第39号農業用機械（八木沢地内 堆肥運搬車等）の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第40号 農業用機械（八木沢地内 畜産用ホイールローダー式）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第40号農業用機械（八木沢地内 畜産用ホイールローダー式）の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第41号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質対策工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第41号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質対策工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 当初の計画と大分変更増減がある、この要因は何でしょうか。

建設課長(高橋栄二君) 平吾入ため池と平吾入第2ため池でございますが、まず平吾入のため池につきましては掘削土量と、それを運搬する大型土のうの運搬のする量が減っております。平吾入第2につきましては、掘削土量はそんなに変わらないんですが、この運搬処理をするための大型土のうの数が減っているという内容でございます。

平吾入の掘削の土量が減ったということでございますが、面積が減ったということでございます。その面積が減ったということでございますが、平吾入第2の堤体工事において、県営事業の農地防災事業、飯舘西部地区によって平吾入第2の堤体工事が行われることになりまして、その際に国有林がそこにございまして、その打合せをした際に確認したところ平吾入のため池の一部にも国有林があり、そのエリアを工事のエリアから除外するというので、面積が減ったことによる掘削土量の減ということでございます。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 国有林の関係で除外で面積が減った、でもそこは検査、放射性物質対策工事の場所として問題ないということなのか、そもそも何でそこ入っていたんでしょうか。

建設課長(高橋栄二君) ため池の放射性物質除去工事でございますが、現状のため池の形状として、まず当初のほうで設計をするわけなんですが、県営事業の際の国有林の打合せの際に、そのエリアを確認した際に一部国有林がかぶっておったという状況が分かったということでございます。

以上です。

8番(佐藤八郎君) そうすると、当初ではそれが分からないで入れてしまったと、たまたま今回打合せしたらそうでなかったというので減ったという、そういう誰がミスしたのか分かりませんが、そういうことでこの減が発生したということになるんですか。そうすると、請け負ったというか、この工事をやる人にとっては、これだけあったんだよという請け負った挙げ句、実はここは入っていなかったんですよという話になると思います。それはきちんとこの合意をされて、うまくこの事業が進むということになっているんでしょうか。

副村長（高橋祐一君） ため池の放射線対策という部分であります、いろいろ調査を重ねて工事に進んでいるわけでありまして、その調査の段階ではある程度ため池の現況を見て、ため池であろうというところを調査して、その部分の土量を掘削しましょうという形になっています。実際的に作業できるエリアというのはため池の土地自体がため池になっているかどうかという部分がありまして、調査の段階では現況で調査をしたんですけども、途中で、先ほど言ったように県の事業の中で話して相談している中で、そこについては国有林地であるという部分もあったものですから、その部分は対象外ということで、今回除かせてもらったということになります。

あとは、請負業者の調整ではございますけれども、当然その調査の都度調整をしながら、協議をしながらやっております。当然、この工事何回か工事を変更しておりますが、その前にも仮設道路の関係で協議をした中で議会にも上げさせていただきましたが、増額を一度しているという状況でございます。そういう中で業者のほうの了解を得ながら事業を進めております。以上です。

7番（渡邊 計君） 今佐藤八郎議員から質問あったんですが、業者のほうは納得してやっているということでありまして、この工事は放射性物質、要は汚染物質の除去ということを目的にやっているわけですが、そこに国有林が一部入っていたと、だからそこはできない。では、この目的は達成できるのでしょうか。そして、ため池、これは農業用水に使うわけですが、その土壌のベクレル数とか、そういうものに関して今後その水が安全に使えるのか、こういう目標を達成していないわけですが、本来であるならば国と相談をし、その部分も放射性物質を取り除くべき工事だと思うんですが、その辺の放射性物質の除去は今後どのようになるのでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今のご質問については、ため池に流入してくるのではないかと懸念があるというご質問かと思いますが、除染の状況、ご存じのとおりため池の部分については除染から外れております。その上流川については山林という部分のため池がほとんどかと思いますが、除染の対応でもその部分はやっていないという現状でございます。

農作物への被害という部分でありますけれども、ため池に関してはいろいろ実証しながらやってきております。ほとんどがため池の底に沈んでいて、上水を使って用水しているということから作物への影響は出ていないというのが今の現状でございます。

しかし、今後、新たにまたそういうのが流入してくるというふうになれば、やはり国と協議をしながら、この事業等でまたやっていくこととなりますので、現在のところについては除染をしていない山林的な扱いという形での流れで、その部分については対応していないという状況でございます。

7番（渡邊 計君） 現状からいえば、その国有林もため池の一部、見た目的にはそうなっていると思うんですが、この放射性物質に関しては我々被害者としては、取れるものは取っていただきたい。見た目が、要はため池になっているのであれば、これは今後国との協議になるんでしょうが、村のほうとしてはそこはやっぱりため池の一部として今後除染する方向で国と協議していくということによろしいんですか。そこ確認しておきます。

副村長（高橋祐一君） ため池のエリアについては国と協議をしていくこととなりますが、た

め池から外れた部分、それについては通常の除染しない山林と同じ扱いということになりますので、そこがため池の事業ではできないということになりますので、それについてはこの場所に限らず、今後山林の除染という課題の中で対応していくしかないかなと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回飯館村議会臨時会を閉会します。

（午後1時41分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月27日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 相良 弘

同 会議録署名議員 長谷川芳博